

令和8年度福島市結婚等新生活支援事業補助金Q&A

1. 申請方法について

No.	質問内容	回答
1	申請の前に相談や書類確認をすることはできますか。	可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前に持参、お電話にてご相談いただくことをおすすめします。その際は可能な範囲で住居にかかる資料、所得が分かる書類などをお持ちいただくことにより正確にご案内することができます。
2	申請期間を教えてください。	申請受付期間は、令和8年7月1日(水)から令和9年3月17日(水)までです。
3	昨年度、家賃支援を受けていましたが、補助期間が残っているので、今年度も継続して申請したいです。	継続して家賃支援を受ける方については、令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)までに継続の申請をお願いします。なお、該当の世帯へは令和8年6月下旬頃に申請方法等にかかる通知を郵送しておりますのでご確認ください。
4	申請はどこでできますか。	窓口での申請、オンライン申請、郵送での申請ができます。直接持参する場合は福島市役所8階の出会い移住・多文化共生課へ申請書類を提出してください。支所での申請・相談はできません。オンライン申請フォームについては、市ホームページまたは補助金の手引きをご確認ください。申請書類が全てそろった時点で受理となります。予算に限りがありますので、対象要件を満たした方は、速やかにご申請ください。
5	オンライン申請はどのようにしたらよいですか。	市ホームページ内にリンクがありますので、専用の提出フォームから申請書類の写真を撮るなどデータ化して提出してください。
6	申請に夫婦等の印鑑は必要ですか。	申請に夫婦等の印鑑は不要です。ただし窓口申請時に文字を訂正する際は、訂正印が必要になりますので、念のためお持ちください。
7	申請書類はどこで入手できますか。	市のホームページからダウンロードしてご利用ください。申請書はデータで入力を推奨しています。または出会い移住・多文化共生課で様式を配布しています。申請書の郵送での交付は致しませんのでご了承ください。
8	平日は仕事で申請に行くことが難しいため、代理の者(親等)が行っても良いですか。	来庁が難しい場合には、オンライン申請または郵送での提出をお願いします。直接提出の場合は、申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しください。
9	申請額が予算上限に達した時点で受付終了になりますか。	申請期間を令和9年3月17日(水)までとしておりますが、予算上限に達した場合、その時点で受付終了となります。受付終了となった場合は、市のホームページにてお知らせします。また、申請締切後に婚姻等される方については、ご相談ください。受付状況については、申請前に出会い移住・多文化共生課へご確認ください。

2. 申請対象者について

No.	質問内容	回答
1	同居していますが、まだ婚姻届等を出していません。補助金の申請をすることはできますか。	婚姻届等の提出・受理後でないとは申請できません。
2	再婚の場合も対象になりますか。	対象になります。ただし、過去に夫婦のどちらかが、福島市や他市区町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は、離婚日等が再婚日等から起算して1年以内である場合は対象になりません。
3	子どもがいる場合も対象になりますか。	対象になります。
4	令和7年12月31日に婚姻しました。対象になりますか。	対象になりません。令和8年1月1日以降に婚姻等をした方が対象です。ただし、令和7年度から継続して補助を受けようとする場合は、所得など他の要件を満たす場合は対象となります。
5	夫婦等がともに婚姻日等(婚姻届等を提出した日)における年齢が39歳以下であるとのことですが、年齢はどう計算しますか。	年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。 【例】<対象にならない場合> 誕生日:1986年(S61年)1月2日 婚姻日:2026年(R8年)1月1日の方 1月1日に39歳から40歳となるので、対象になりません。
6	他の公的制度による家賃補助とは何ですか。	<input type="checkbox"/> 生活保護による保護を受けている方は対象となりません。 <input type="checkbox"/> 県営住宅や市営住宅にお住まいの方は補助を受けられます。 ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化の支援対象の場合は対象となりません(詳しくはお問い合わせください)。
7	所得の計算方法が分かりません。	所得金額の確認方法は、補助金の手引きの3ページに詳しく記載しています。申請時は令和8年度課税(非課税)証明書の金額で判断します。

3. 対象経費について

No.	質問内容	回答
1	賃貸住宅費用は、どの経費が対象になりますか。	「敷金」、「礼金」、「仲介手数料」、「家賃」のみです。 火災保険料、クリーニング費用、鍵交換費用、更新手数料、設備や物品購入費用などは対象となりません。
2	1か月にかかる家賃のうち対象になるものはどの費用ですか。	毎月発生する家賃のうち「賃料」「共益費」のみです。 駐車場代、自治会費、光熱水費、サポート費用などは対象になりません。 ※家賃に駐車場代が含まれており、契約書上で確認できず、切り分けられない場合はご相談ください。
3	家賃について、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合でも対象になりますか。	住宅手当を受けている場合は、家賃の合計から手当分を差し引いた額を対象とします。 自分が支給を受けているか必ず確認してください。 また、添付書類である住宅手当支給証明書は、勤務先から住宅手当の支給を受けていない場合でも必ず提出が必要です。
4	令和8年2月1日に結婚しました。これまで賃貸住宅で同居しています。対象となるのは令和8年4月以降に支払った家賃のみですか。	そのとおりです。令和8年度の補助対象期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日です。それより前に婚姻等をしていても、対象となるのはこの期間に支払った費用です。 また、家賃の補助対象月は令和8年4月分から令和9年3月分の家賃になります。令和9年3月に支払う令和9年4月家賃は対象外となりますのでご注意ください。
5	令和7年度から継続して補助を受けようとする場合の家賃は婚姻日等から何か月間が対象となりますか？	婚姻日等から24か月までに支払った費用が対象です。
6	【令和8年度初めて申請する方】 婚姻届等の提出前から同居している場合は補助の対象になりますか。	婚姻等を機に同居をした場合、婚姻前の費用であっても令和8年4月1日～令和9年3月31日の支払いであれば対象となります。
7	【令和8年度初めて申請する方】 すでに福島市内で同居していて、結婚等を機に別の住居に引っ越しをしました。(住み替え)この場合の費用は対象になりますか？	対象となります。
8	令和7年10月1日に結婚しました。令和8年5月に元々住んでいたアパートから別のアパート(賃貸)に引っ越しをしました。敷金や引越費用は対象になりますか。	対象になりません。対象となるのは、令和8年1月1日～9年3月31日に婚姻等をした夫婦等のみです。 ただし、令和7年度から継続して補助を受けようとする場合は、所得など他の要件を満たす場合は家賃のみ対象となります。
9	勤務先が契約している物件(社宅)に入居しており、勤務先に家賃を支払っています(給与天引き含む)。この場合対象になりますか。	対象になります。 賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細等により申請者が勤務先に対して家賃相当額を支払っていることを確認できる書類を提出していただきます。給与明細等から引かれている家賃が何月分の家賃なのかわかるようにしたうえで、申請してください。
10	同居していましたが、夫(妻)等の住民票を後から変更しました。実際に同居していた分も対象になりますか。	対象になりません。 同居した年月日は住民票の「住定年月日」で確認するため、実際に同居していても対象になりません。
11	夫婦等2人で住んでいますが、住居の契約名義人が夫婦等の親になっています。対象になりますか。	対象になりません。 夫婦等のいずれかが費用を支払っていても、契約名義人が夫婦等の親である場合は、対象になりません。
12	住宅を購入した場合、どのような費用が対象になりますか。	住宅の購入費(中古や建売住宅など)、新築の工事請負費、引越費用が対象になります。 土地購入代、住宅ローン手数料、家具購入費は対象になりません。
13	住宅取得、住宅のリフォームについて、他の補助金と併用できますか。	国や自治体を実施する他の補助金との併用はできません。ただし、リフォームについては請負工事契約が別かつ工期が別であれば併用可能です。 なお、補助金の申請を住宅メーカー等が行っている場合がありますので、補助金を利用しているかどうか不明な場合は、メーカー等へお問い合わせ願います。
14	親が所有する住宅をリフォームしました。この場合は対象になりますか。	住宅の所有名義が親であっても、夫婦等の新生活のために夫婦等の名義でリフォーム工事を契約し、夫婦等が費用を支払っていれば対象になります。

15	単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか。	夫婦等が対象の住宅で同居していることが要件となりますので、対象となりません。
16	実際に同居していますが、住民票を前の住所に置いたままです。申請は可能ですか。	同居は住民票で確認しますので、住民票を変更していない場合は対象となりません。住民票の異動手続きをして、同居となった後の費用が対象となります。
17	新しく購入・賃借した住宅に親族(親など)と同居する場合の費用は対象になりますか。	対象になります。その場合の所得の計算は、申請する夫婦等の所得の合計となります。ただし、住宅の購入や賃借契約に係る名義が、申請する夫婦等のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦等のいずれかが行っている必要があります。なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅に引越す場合でも、夫婦等のいずれかが支払っていれば対象となります。
18	夫(妻)等の実家に引っ越した場合の費用は対象になりますか。	引越業者等へ支払った引越費用で、申請する夫婦等いずれかが支払っていれば対象となります。
19	結婚前に妻(夫)等が住んでいた住宅にもう一方が引っ越して同居した場合の費用は対象になりますか。	引っ越しにかかった費用と同居後に支払った家賃が対象となります。同居開始日は、住民票に記載された「住定年月日」で確認します。
20	引っ越しはレンタカーを借りて自分で行いました。この場合のレンタカーの費用は対象になりますか。	対象になりません。
21	引越業者ではなく、便利屋に依頼した場合の引越費用は対象になりますか？	引越を依頼した業者が、運輸局の許可を受けた運送業者である場合には対象となります。
22	引っ越しの荷物を宅急便で送りました。対象になりますか。	対象になります。ただし申請者の新たな住居へ送ったものに限り、引越費用と同様に領収書や詳細が分かる資料(お客様控え)などをご提出いただけます。

4 申請書類について

No.	質問内容	回答
1	証明書関係はどこで入手できますか。また、料金はかかりますか。	<p>福島市の場合、証明書の発行窓口と手数料は次のとおりです。手続きに必要な書類や郵送での証明などについては、お手数ですが、市のホームページなどをご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。</p> <p>なお、戸籍謄本は福島市外に本籍地があっても福島市の窓口で発行することができます。</p> <p>課税(非課税)証明書、納税証明書については、令和8年1月1日時点で住民票を置いていた自治体で取得する必要があります。</p> <p>-----</p> <p>○戸籍謄本【1通450円(コンビニ交付の場合350円)】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、コンビニ交付</p> <p>○住民票の写し【1通300円(コンビニ交付の場合200円)】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、コンビニ交付</p> <p>○令和8年度 課税(非課税)証明書【1通300円(コンビニ交付の場合200円)】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、市民税課(市役所2階)、コンビニ交付</p> <p>○令和8年度または7年度 納税証明書【1通300円】 →市民課総合窓口(市役所1階)、各支所、茂庭出張所、西口行政サービスコーナー、市民税課(市役所2階)</p> <p>※納税証明書はコンビニ交付不可</p>
2	証明書関係はコピーでもいいですか。	窓口持参や郵送の場合は原本が必要です。 オンライン申請の場合はスキャン・写真撮影したものが可能です。
3	課税(非課税)証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか。	課税(非課税)証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。 必ず該当の市区町村が発行する課税(非課税)証明書を取得し、提出してください。
4	課税(非課税)証明書は所得のある人の分だけでよいですか。	無職等で収入がない場合でも、必ず夫婦等2人分を提出してください。

5	税金を滞納していないことは何で確認すればよいですか。	個人市区町村税(いわゆる住民税)などの市区町村の税金を滞納していないことを確認するため、「納税証明書」で確認します。 ■令和8年8月末までにご申請の方 「令和7年度」の納税証明書をご準備ください。令和7年度非課税の場合は、その証明として令和7年度非課税証明書を提出してください。 ※令和7年1月1日に市外に住んでいた方は転入前の自治体で納税証明書の発行が可能になります。 ■令和8年9月以降にご申請の方 「令和8年度」の納税証明書をご準備ください。令和8年度非課税の場合は、提出不要です(令和8年度非課税証明書で確認できるため)。 ※令和8年1月1日に市外に住んでいた方は転入前の自治体で納税証明書の発行が可能になります。
6	税金が課税されていないため、納税証明書を発行できないと言われました。どうすればよいですか。	その場合は、非課税証明書で税金が課税されていないことを確認しますので納税証明書の提出は必要ありません。 ただし、別の自治体から転入された方で別の自治体に納税している方は前住所地の自治体から非課税であることの証明の取得が必要です。
7	書き間違えた場合は訂正印が必要ですか。	必要です。訂正箇所を二重線で抹消して押印してください。(シャチハタ不可) ただし、金額部分は訂正不可となりますので、再度記入いただく必要があります。

5 家賃に対する補助について

No.	質問内容	回答
1	領収書はどうやって入手すればよいですか。	支払先に該当月分の領収書発行を依頼する、アプリよりダウンロードする、といった方法が考えられます。 詳しくは不動産会社等へお問い合わせください。
2	領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか。	支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日(支払日)、支払先の記載が必要です。支払の内容(例:内訳、〇月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金等)が記載されていない場合は、請求書や明細書など内訳が確認できる書類を添付してください。
3	家賃は口座振替で支払っています。通帳の写しを領収書として提出できますか。	通帳の写しやWEB明細、振込明細書による提出も可能とします。ただし、支払日・金額・振込先が確認できる部分の提出が必要です。また、契約書に記載の家賃等の金額と支払額が一致しない場合には、差額が確認できる資料が必要になります。
4	家賃はクレジットカードで支払っています。カード利用明細書の写しを領収書として提出できますか。	カード利用明細書による提出が可能です。 ご利用年月日(請求日)が支払日です。引き落とし日ではありません。 提出の場合は支払者の氏名、金額、支払いの内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。また、契約書に記載の家賃等の金額と支払額が一致しない場合には、差額が確認できる資料が必要になります。
5	家賃は保証会社経由で不動産会社(大家)へ支払っているため、不動産会社(大家)から領収書が発行できないと言われましたが、どうしたらよいですか。	家賃の支払先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。領収書と併せて、支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。なお、契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。
6	通帳の写し(カード利用明細書の写し)を領収書として提出したいと思いますが、補助対象期間の家賃の一部または全部が一定の金額ではありません。	□月々の支払いが毎月違う場合 家賃に光熱水費が含まれていませんか？その場合は光熱水費の金額の内訳が必要となります。 □月々の支払いのうち一部のみ違う場合 賃貸契約の更新料、保証会社の更新料、車庫証明のための書類請求代、家賃が遅れた際の保証代等が考えられます。それらの金額の内訳が必要となります。
7	支払金額の内訳がわかりません。	金額の内訳がわからない場合は通帳の写し(カード利用明細書の写し)を領収書とすることはできません。不動産会社等に確認して金額の内訳がわかる資料を準備するか、任意の様式(市HPに参考様式あり)で不動産会社等に支払証明書を作成いただくようお願いします。
8	住宅手当の支給を受けていない場合、住宅手当支給証明書の提出は不要ですか？	住宅手当の支給を受けていない場合でも、支給を受けていない旨を会社から証明していただく必要があります。
9	住宅手当支給証明書はいつ勤務先へ依頼したらよいですか。	補助金を申請する期間の最後の家賃を支払い終えたら、住宅手当の支給状況を証明していただけます。 ただし、住宅手当の支給状況に変更がない場合はあらかじめ取得いただいても構いません。 なお、住宅手当の支給状況について、福島市から会社に確認する場合があります。
10	転職をしたので、前の勤務先から住宅手当支給証明書をもらうことができません。	書類が揃わない場合は、証明されない期間は補助金の対象にできません。退職時に依頼するか、退職後であっても証明を依頼してください。
11	令和7年度からの継続申請ですが、実績報告はいつまでに提出すればよいですか？	補助対象の最終月の家賃を支払い終えてから30日以内に提出が必要です。 なお、補助対象月が3月家賃までとなっている場合、〆切を令和9年3月17日(水)としていますので、計画的にご準備願います。

6 審査・交付決定について

No.	質問内容	回答
1	どの時点で書類が受理されますか。	提出があった順に審査を行って交付決定しますが、不備があった場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があり、その間は保留状態となります。その際、次に受付した申請の審査を先に行う場合があります、必ずしも提出順に交付決定されるとは限りません。
2	申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか。	申請書を受理してから、1か月程度で審査を行い、交付決定通知書を郵送します。
3	書類を揃えて申請しましたが、対象にならないと言われました。証明書の手数料を返金してもらえますか。	申し訳ありませんが、手数料の返金はできません。ご提出いただいた書類はすべてお返しします。
4	【継続申請の方】 申請したあとに申請内容が変更になりました。手続きが必要ですか？	まずは、電話等で変更内容をお知らせください。変更内容によっては、変更申請書(第7号様式)と変更になった内容を証明する書類の提出が必要で す。 (例)別の住宅に引っ越しをした 家賃・住宅手当の変更により補助金額が変更となる等
5	補助金申請後に別居・離婚しました。補助金の返還が必要ですか？	交付を受けた後に返還する必要はありません。 継続申請の方で、申請から実績報告までの間に変更があった場合は、同居もしくは婚姻等していた期間の費用のみが対象です。詳しくはご相談ください。

7 交付金の交付・振り込みについて

No.	質問内容	回答
1	夫の名前で申請しました。振り込み先は妻名義の口座でもよいですか。	申請者と同一の名義の口座に振り込みとなります。申請者が夫の場合は、口座も夫名義のものに限ります。
2	補助金の振り込みはいつ頃ですか。	新規申請の場合は、申請書が受理されてから、1か月程度を目安にお振り込みします。 1か月を経過しても確認できない場合はお手数ですが、市へご連絡ください。 継続申請の場合は、補助対象期間すべての支払いを終えて、完了実績報告書が受理されてから1か月程度を目安にお振り込みします。 振込完了のお知らせは行っておりませんので各自でご確認ください。
3	現金を手渡しで受け取ることはできますか。	できません。口座振込のみとなります。
4	継続申請ですが、補助金を分割で受領することは可能ですか。	分割でのお支払いはできません。 補助対象期間すべての家賃の支払いを終え、完了実績報告書の提出をいただいた後に、一括でお支払いになります。